

議員提出議案第一号

中央区議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年三月二十八日

提出者 中央区議会議員

海老原	押田	礒野	高橋	ほづみ	梶谷	永井	堀田	田中	山本	渡部
崇智	まり子	忠	まきこ	ゆうき	優香	佳代	弥生	広一	理恵	恵子

中央区議会の個人情報保護に関する条例（案）

中央区議会の個人情報保護に関する条例（令和五年三月中央区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「以下「情報公開条例」を「第二十条において「情報公開条例」に改め、同条第十項中「以下」を「第十二条第六項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第六項中「及び第二十九条」を削り、同項の表中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第一項中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十八条において」を削る。

第二十七条第二項中「この章において」を削る。

第三十一条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十二条第三項中「この章において」を削る。

第三十八条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十九条第三項中「この章において」を削る。

第四十七条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

口頭をもつてします。